

千葉県袖ヶ浦福祉センターの利用者の適正な処遇と安全を確保するための緊急提言

平成 26 年 2 月 14 日
千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会

1 前提

- (1) センターのあり方（県における位置付け、運営形態等）については、平成 15 年以降のこれまでの見直しの経緯もあり、検証に時間を要するため、引き続き十分に調査を行った上で結論を出すこととする。
- (2) 一方で、現に施設に入所している利用者があり、その安全と適正な処遇を確保する必要があることから、当面（少なくとも上記の結論が出るまでの間）は、現在の社会福祉事業団の運営を抜本的に改善する必要がある。そこで、早急に改善すべき事項に関して、緊急提言を行う。

2 緊急に改善すべき問題点

- (1) 事業団内部における虐待防止に係る取組が不十分である。

具体的には、

- ア 事業団幹部は虐待に関する情報を一部得ていたものの、必要な対策を講じなかった
 - イ 事業団内の虐待防止委員会等が機能していなかった
- ということを挙げることができる。

- (2) チェック体制が機能していない。

具体的には、

- ア 事業報告やこれまでの事故報告等からは、虐待の事実が浮かび上がることはなかった
 - イ このため、福祉サービス第三者評価では、支援に関して概ね高評価が出るなど、第三者的視点から意味ある評価・指摘がなされる仕組みになっておらず、また、県の監査・モニタリングにおいても十分にチェックすることができていなかった
- ということを挙げることができる。

3 当座の緊急の改善策

- (1) 虐待防止体制の整備・強化

- ①事業団幹部の刷新【事業団外部からの行動障害等の支援に精通した人材の登用】
- ②職員の教育や意識改革【外部講師による研修・教育の徹底、改善意識の共有】

- (2) 外部チェック体制の整備・強化【外部の第三者からの実効性あるチェック】

例1) 利用者の全支援記録について定期的にチェックを行う外部の「パーソナルオンブズパーソン」（仮称）や、パーソナルオンブズパーソンの報告を受け、施設に対し改善提案を行う「スーパービジョン委員会」（仮称）の設置など。

例2) 利用者ごとの個別支援連絡会議（できれば保護者も含めたもの）を開催し、支援実績の報告・評価を行い将来的な計画を立案する。

※保護者から、人員減によるサービスの低下を懸念する声が出ていることから、民間事業者との連携による応援の受入れを進めつつ、地域資源との連携による家庭復帰や他の民間施設での受入れ、地域移行も視野に入れながら、個別利用者への支援体制の充実を図る。